

令和4年度三浦市監査年間計画

三浦市監査基準（令和2年三浦市監査委員告示甲第1号）第9条第1項並びに三浦市監査委員職務執行規程（昭和63年三浦市監査委員告示第2号）第8条第1項及び第2項の規定に基づき、令和4年度三浦市監査年間計画を次のとおり定めます。

令和4年3月29日

三浦市監査委員 長治克行
同 出口眞琴

1 実施方針

- (1) 本市の財務に関する事務の執行及び本市の経営に係る事業の管理又は事務の執行について、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げているかに重点を置いて、監査等を実施します。（地方自治法第199条第1項～第3項、同法第2条第14項）
- (2) 本市の経営に係る事業の管理及び本市の事務の執行について、組織及び運営の合理化に努めるとともに、規模の適正化が図られているかに重点を置いて、監査等を実施します。（地方自治法第199条第3項、同法第2条第15項）
- (3) 本市の事務の執行が、法令の定めるところに従って適正に行われているかについて、監査等を実施します。（地方自治法第199条第2項・地方自治法施行令第140条の6）
- (4) 公営企業会計については、常に経済性を発揮し、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されているかに重点を置いて、監査等を実施します。（地方公営企業法第3条）
- (5) 各種監査等は、下記に基づき実施します。各種監査等は相互に有機的に連携して行われるよう調整し、実施します。また、必要と認める場合は、本計画にない監査等も実施します。

2 実施する監査等（監査等の種別）

- (1) 定期監査（地方自治法第199条第4項）

地方自治法第199条第1項の規定により、本市の財務に関する事務の執行及

び本市の経営に係る事業の管理について、監査を実施します。

また、必要に応じ、地方自治法第199条第2項の規定により、本市の事務の執行についても併せて監査を実施します。

ア 前期定期監査

(ア) 監査の実施時期：4月中旬から6月上旬まで

(イ) 監査の対象範囲：令和3年度に執行した事務事業

(ウ) 監査の対象部課：経済部、保健福祉部

イ 後期定期監査

(ア) 監査の実施時期：10月上旬から11月中旬まで

(イ) 監査の対象範囲：令和4年度上半期に執行した事務事業

(ウ) 監査の対象部課：市長室、政策部、総務部、防災危機対策室、会計課

ウ 公営企業会計定期監査

(ア) 監査の実施時期：10月上旬から11月中旬まで

(イ) 監査の対象範囲：令和4年度上半期に執行した事務事業

(ウ) 監査の対象部課：三浦市立病院

エ 市立学校定期監査

(ア) 監査の実施時期：1月上旬から2月上旬まで

(イ) 監査の対象範囲：令和4年度（4月から11月）に執行した事務事業

(ウ) 監査の対象学校：岬陽小学校、名向小学校

(2) 決算審査

ア 一般会計及び特別会計（地方自治法第233条第2項）

会計管理者が調製した決算が、法令に従い調製されていることを確認するとともに、計数の正確性、予算執行の適否、収入支出の合法性について、証書類その他政令で定める書類により、審査を実施します。

(ア) 監査の実施時期：市長の審査要求から8月下旬まで

(イ) 監査の対象範囲：令和3年度一般会計決算及び特別会計決算

(ウ) 監査の対象部課：全ての部課。ただし、監査委員による質問は、前期定期監査の対象部課を除く。

イ 公営企業会計（地方公営企業法第30条第2項）

公営企業管理者が調製した決算が、法令に従い調製されていることを確認す

るとともに、計数の正確性、予算執行の適否、収入支出の合法性について、証書類、事業報告書及び政令で定めるその他の書類により、審査を実施します。

(ア) 監査の実施時期：市長の審査要求から8月下旬まで

(イ) 監査の対象範囲：令和3年度公営企業会計（病院事業会計・水道事業会計・公共下水道事業会計）決算

(ウ) 監査の対象部課：三浦市立病院、上下水道部（営業課・給水課・下水道課）

(3) 健全化判断比率等審査

ア 健全化判断比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項）

市長の作成した、決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（健全化判断比率）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を行います。

(ア) 監査の実施時期：市長の審査要求から8月下旬まで

(イ) 監査の対象範囲：令和3年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

(ウ) 監査の対象部課：政策部財政課

イ 資金不足比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項）

本市の経営する公営企業について市長の作成した決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を行います。

(ア) 監査の実施時期：市長の審査要求から8月下旬まで

(イ) 監査の対象範囲：本市の経営する公営企業（市場事業特別会計・病院事業会計・水道事業会計・公共下水道事業特別会計）の令和3年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

(ウ) 監査の対象部課：政策部財政課

(4) 例月出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

会計管理者及び企業出納員の管理する現金の出納について、毎月検査を行います。

ア 検査の実施時期：毎月原則10日から25日まで

イ 検査の対象範囲：会計管理者、病院事業企業出納員、水道事業企業出納員及び公共下水道事業企業出納員の管理する検査月前月分の現金の出納

(5) 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

本市が、補助金、交付金、負担金などの財政的援助を与えている団体及び公の施設の管理受託者及び出資団体に対して、出納その他関連する事務の執行が適正に行われているかについて、必要があると認めた場合に監査を実施します。

ア 監査の実施時期：11月上旬から1月下旬まで

イ 監査の対象範囲：令和3年度の当該財政的援助等に係る出納その他関連する事務の執行

ウ 監査の対象団体：社会福祉法人 三浦市社会福祉協議会

3 監査等の実施体制

監査等は、次のとおり実施します。

(1) 監査等は、法令、三浦市監査基準及び三浦市監査委員職務執行規程に従い実施します。

(2) 監査等は、監査委員による質問により行います。

(3) 監査等の実施に当たっては、事務局職員により準備調査を行います。

(以 上)